

熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。)第1の1に定めるもののほか、大家畜・養豚特別支援資金の融通に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 大家畜・養豚特別支援資金は、経営改善のための経営及び技術指導と併せて、融資機関による借入金の条件緩和とともに、償還負担の軽減を図るために必要な既借入金の借換えに要する「経営改善資金」及び「経営継承資金」の2種類からなる「新規貸付資金」、並びに過去に貸し付けた資金の利子補給の助成及び見直し計画の作成指導等を行う「過去対策資金」とする。

(融資対象者)

第3条 新規貸付資金の融資対象者は、既借入金の借入残高並びに年償還額、大家畜及び養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難と認められる者であって、実施要綱別添1の第2の2の(5)に規定する大家畜経営改善計画又は養豚経営改善計画(以下「経営改善計画」という。)について知事の承認を受けた者とする。

(融資機関)

第4条 熊本県大家畜・養豚特別支援資金の融資を取り扱う金融機関(以下「融資機関」という。)は、次に掲げる機関とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定については、融資機関は融資機関指定承認申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、適当と認めるときは、知事は融資機関へ融資機関指定通知書(別記第2号様式)を交付する。

(県の助成)

第5条 県は、市町村が融資機関に対し新規貸付資金の利子補給金として、次の算式A以上の割合で算出した額を交付したときは、算式B以内の割合で算出した額を予算の範囲内で熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示第694号)の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

算式A $(a-b-c) \times 17 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

算式B $(a-b-c) \times 13 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

ただし、aは実施要綱別添1の第2の3の(5)のアの別表2で定める融資機関の貸付金利、bは実施要綱別添1の第2の3の(5)のアの別表2で定める利子補給率、cは実施要綱別添1の第2の2の(9)のオの別表2で定める貸付利率とする。

- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、貸付後10年以内とする。
- 3 知事は、新規貸付資金を借り受けた者が実施要綱又はこの事務取扱要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子補給助成金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(融資の条件)

第6条 融資機関が行う新規貸付資金の融資条件は、次に掲げるとおりとし、その詳細については、実施要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 新規貸付資金により借換えを行うことができる資金は、融資対象者が借り入れた大家畜及び養豚経営に必要な資金のうち償還が困難なものとする。
- (2) 貸付期間は、平成30年度から平成34年度までとする。
- (3) 償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間は、経営改善資金にあつては大家畜が15年(特認及び残高借換にあつては25年)以内及び3年以内(特認及び残高借換にあつては5年)、養豚が7年(特認及び残高借換にあつては15年)以内及び3年以内(特認及び残高借換にあつては5年)、経営継承資金にあつては大家畜が25年以内及び5年以内、養豚が15年以内及び5年以内とする。
- (4) 貸付限度額は、経営改善計画で知事が承認した新規貸付資金の借入申込額の範囲内とする。
- (5) 貸付利率は、実施要綱別添1の第2の2の(9)のオの別表2で定める貸付利率とする。
- (6) 償還方法は、年賦元金均等償還とする。

(事業の承認申請)

第7条 新規貸付資金の借入れを希望する者(以下「借入希望者」という。)は、経営改善計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画承認申請書(別記第3号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

- 2 融資機関の長は、借入希望者が実施要綱別添1の第2の2の(3)、(4)、(9)のイの(ア)及びウの(ア)に規定する貸付対象者の要件に適合することを確認し、経営改善計画により経営改善が見込まれると認めるときは、前項の申請書に実施要綱別添1の第2の2の(6)に規定する融資機関支援計画(以下「支援計画」という。)と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金支援計画等承認申請書(別記第4号様式)を、関係市町村長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、経営改善計画及び支援計画の内容を確認し適当と認めるときは、前項の申請書を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金補助対象事業承認申請書(別記第5号様式)を関係広域本部長又は広域本部地域振興局長。以下「広域本部長等」という。)を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。
- 4 知事は、経営改善計画及び支援計画により経営改善が見込まれると認められるときは、改善計画及び支援計画を承認し、承認通知書(別記第6号様式から別記第8号様式まで)により広域本部長等を経由し、借入希望者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。
- 5 融資機関の長は、大家畜・養豚特別支援資金の貸付けを実行したときは、すみやかに熊本県大家畜・養豚特別支援資金貸付実行報告書(別記第9号様式)を関係市町村長及び広域本部長等を経由して知事(・。団体支援課)に提出するものとする。

(見直し計画の承認申請)

第8条 新規資金を借り入れた者(以下「借入者」という。)は、実施要綱別添1の第2の2の(11)に基づき作成年度から5年にわたり(ただし、知事が必要と認めた場合は10年以内)、毎年度経営改善計画の見直しを行い、経営改善計画と別表に定める添付種類を添えた大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画見直し承認申請書(別記第10号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

- 2 融資機関の長は、経営改善計画により経営改善が見込まれると認めるときは、実施要

綱別添1の第2の2の(11)に基づき作成年度から5年にわたり(ただし、見直し期間が延長された場合にあつては、見直し期間中)、毎年度支援計画の見直しを行い、前項の申請書に支援計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金支援計画等見直し承認申請書(別記第11号様式)を、関係市町村長及び広域本部長等を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。

- 3 知事は、経営改善計画及び支援計画により経営改善が見込まれると認められるときは、経営改善計画及び支援計画を承認し、承認通知書を広域本部又は広域本部地域振興局を経由し、借入者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

(過去対策資金)

第9条 過去対策資金については、融資機関に対して市町村が交付する利子補給金に対する助成及び経営改善計画等の達成のための指導及び支援を行う。

- (1)市町村が交付する利子補給金に対する助成対象となる資金

ア 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成20年7月25日付け団支第596号)で定める大家畜・養豚特別支援資金

イ 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成25年3月29日付け団支第894号)で定める大家畜・養豚特別支援資金

- (2)指導及び支援の対象となる計画

ア 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成20年7月25日付け団支第596号)で定める経営改善計画及び支援計画

イ 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成25年3月29日付け団支第894号)で定める経営改善計画及び支援計画

2 融資の条件

融資機関が行う新規貸付資金の融資条件は、次に掲げるとおりとし、その詳細については、実施要綱の定めるところによるものとする。

- (1)前項の(1)のアの資金の貸付期間は平成20年度から平成24年度まで、前項の(1)のイの資金の貸付けは、平成25年度から平成29年度までとする。

- (2)償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間は、経営改善資金にあつては大家畜が15年(特認及び残高借換にあつては25年)以内及び3年以内(特認及び残高借換にあつては5年)、養豚が7年(特認及び残高借換にあつては15年)以内及び3年以内(特認及び残高借換にあつては5年)、経営継承資金にあつては大家畜が25年以内及び5年以内、養豚が15年以内及び5年以内とする。

- (3)貸付利率は、実施要綱別添1の第3の3の(3)のアの別表5で定める貸付利率とする。

3 県の助成

県は、市町村が融資機関に対し大家畜・養豚特別支援資金の利子補給金として、次の算式A以上の割合で算出した額を交付したときは、算式B以内の割合で算出した額を予算の範囲内で熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示第694号)の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

算式A $(a-b-c) \times 17 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

算式B $(a-b-c) \times 13 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

ただし、aは実施要綱別添1の第3の3の(3)のアの別表5で定める融資機関の貸付金利、bは実施要綱別添1の第3の3の(3)のアの別表5で定める利子補給率、cは実施要綱別添1の第3の3の(3)のアの別表5で定める貸付利率とする。

- (2)前の規定により県が市町村に助成する期間は、貸付後10年以内とする。

(3)知事は、借入者が実施要綱又はこの事務取扱要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子補給助成金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

4 過去対策資金の見直し計画の承認申請

過去対策資金の借入者は、実施要綱別添1の第3の2の(6)に基づき作成年度から5年にわたり(ただし、知事が必要と認めた場合は10年以内)、毎年度経営改善計画の見直しを行い、経営改善計画と別表に定める添付種類を添えた大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画見直し承認申請書(別記第10号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

(2)融資機関の長は、経営改善計画により経営改善が見込まれると認めるときは、実施要綱別添1の第3の2の(6)に基づき作成年度から5年にわたり(ただし、見直し期間が延長された場合にあつては、見直し期間中)、毎年度支援計画の見直しを行い、前項の申請書に支援計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金支援計画等見直し承認申請書(別記第11号様式)を、関係市町村長及び広域本部長等を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。

(3)知事は、経営改善計画及び支援計画により経営改善が見込まれると認められるときは、経営改善計画及び支援計画を承認し、承認通知書を広域本部又は広域本部地域振興局を経由し、借入者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

(事業の推進指導)

第10条 融資機関は、借入者の個別指導を行う指導員を設置するとともに、融資機関、市町村及び広域本部等農業普及・振興課、熊本県畜産協会等からなる指導班を設置し、経営改善の指導を行うものとする。

2 融資機関は、借入者の新規投資を極力抑制することとし、やむを得ないものについては、新規投資の妥当性及び経営改善効果、償還計画等について、指導班で検討を行い、計画達成に問題がないことを確認したうえで、別記第21-1号様式により知事の承認を受けるものとする。

また、必要な修理、緊急を要する場合及び金額が少額な場合等の「真に」やむを得ない場合は、指導班で検討及び確認を行ったうえで投資を行うとともに、別記第21-2号様式により団体支援課まで報告するものとする。

3 借入者は、経営改善計画の見直し終了以降の経営改善期間においても計画が達成されるまでの間、融資機関は、経営の状況を確認し、必要に応じて支援を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年5月8日から施行する。

2 この要領の施行により、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成25年3月29日付け団支第894号及び平成20年7月25日付け団支第596号)(以下、「旧要領」という。)は廃止する。

3 前項の規定による廃止前の旧要領による助成については、本要領による助成とみなす。

附 則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。

別表

添付書類名	様式名	新規	見直し	
			審査用	指導班
経営改善計画（新規・見直し）の概要	別記第12号様式	○	○	○
技術分析表	別記第13号様式	○	○	○
家畜飼養進度表	別記第14号様式	○	△ 該当の場合	△ 該当の場合
生活設計	別記第15号様式	○	△ 該当の場合	△ 該当の場合
農業用施設機械の整備状況	別記第16号様式	○		
取決め書 （申請者が60歳以上の場合及び経営継承資金の場合）	別記第17号様式	○		
貸出先残高照会票 （負債残高を証明するもの）	—	○	○	○
過去3カ年の税務申告書 （見直しについては前年分のみ）	—	○	○	○
融資機関支援計画	別記第18号様式	○	○	○
前年度計画承認時の重点留意事項の履行状況	別記第19号様式		○	○
計画の妥当性及び償還可能性に関する意見書	別記第20号様式	○		
新規投資計画（今後の計画）	別記第21—1号様式		△ 該当の場合	△ 該当の場合
新規投資実績（計画承認後実施案件）	別記第21—2号様式		△ 該当の場合	△ 該当の場合
経営の改善に係る効果についての意見書	別記第22号様式	○		
特別指導班運営状況報告	別記第23号様式	○	○	○
農家別経営改善指導記録簿	別記第24号様式			○
経営収支の基礎資料	別記第25号様式	○		